

第 20 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公開用)

平成29年4月27日(木)

熊谷市農業委員会

第20回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年4月27日(火) 午前 9時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年4月27日(火) 午前11時00分
- (3) 場 所 江南行政センター大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 18名
- (2) 欠席数 1名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	欠	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	出	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	出	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	出	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	出	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用
集積計画について
- 議案第 6 号 土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による事業参加の申
出について
- 議案第 7 号 土地改良法第 3 条第 8 項の規定による農用地として利用す
る旨の申出について

報告事項

- 報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項 (2) 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項 (3) 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項 (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議 長 出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第20回農地部会を開会いたします。

本日の欠席委員は、2番村田定吉委員、以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任の声がありましたので、5番松本丈委員、7番柴田忠雄委員にお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第20回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

(一時転用)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 土地改良法第3条第1項第2号の規定による事業参加の申出について

議案第7号 土地改良法第3条第8項の規定による農用地として利用する旨の申出について

以上、7議案ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成29年4月7日、強瀬兼一委員、福田正八委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2の案件につきましては、平成29年4月11日、中川登美夫委員、鈴木吉明委員、農業振興課杉本主査、上田主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3の案件につきましては、平成29年4月11日、中川登美夫委員、鈴木吉明委員、農業振興課杉本主査、上田主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成29年4月5日、茂木友秀委員、塚田とよ子委員、農業振興課杉本主査、上田主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成29年4月13日、大澤芳明委員、大野隆一委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号6は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。なお、譲受人の貸付農地面積が大きくなっていますが、譲受人が経営する農地適格法人の株式会社〇〇〇〇〇に貸付しています。この案件につきましては、平成29年4月13日、夏目亮一委員、大野隆一委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を

行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号7は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましても、平成29年4月6日、赤石嘉孝委員、福島敬一委員、農業振興課杉本主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号8は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましても、平成29年4月11日、中川登美夫委員、鈴木吉明委員、青木登喜代委員、農業振興課杉本主査、上田主事が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、

議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、駐車場9台分、路面は砂利敷で、周囲は一部既設の鉄筋コンクリートブロック土留とフェンスがございます。

申請のきっかけとしましては、申請人が農地法第3条の申請を計画し、所有農地を確認したところ、農地法の手続きを取らずに貸駐車場として利用していたことが判明したため、是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は他の筆の公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設として、太陽光パネル216枚、発電出力は49.5kwです。周囲は既設のネットフェンスとコンクリートブロック擁壁がございます。農地法の手続きを取らずに太陽光のパネルを設置していたことが判明したため、譲渡人、譲受人の代表と面談を行いました。設置場所は農用地から外れている白地の2種農地であり、太陽光発電の農地転用について土地の要件はあり、許可の見込みはあること

から、許可権者の埼玉県の担当者と協議し、許可の見込みのあるものは申請を出してもらい許可の手続きをとってもらいたいということになり、申請が出されました。譲受人の法人の代表の父が譲渡人で、親子の関係です。

議案番号2は、農地区分は2種農地、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック擁壁の計画です。

議案番号3は、農地区分は2種農地です。議案番号2と3は2件で1棟の個人の住宅を建てる計画です。議案番号2の譲渡人は譲受人の父であり、親子であるため、権利は使用貸借ですが、議案番号3は譲渡人から売買で取得するため、権利関係は異なることから、申請は別になっています。

議案番号4は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号ホです。建築物等は、木造平屋建、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透施設を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック土留めの計画がございます。譲受人の法人は現在、市内の〇〇で〇〇〇〇〇〇〇を運営しておりますが、現在の施設は借地、借家であり、所有者より返還の話が出ていることから、新たな施設用地を探していたところ、申請地を所有者から譲ってもらえる話となり申請が出されております。

議案番号5は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は、木造2階建、周囲はのり面仕上げの計画です。

議案番号6は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、周囲は新設のコンクリートブロック擁壁とのり面仕上げの計画です。

議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、周囲は新設のコンクリートブロック土留めの計画です。

議案番号8は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は、鉄骨造2階建、周囲は一部既設の生垣とのり面仕上げの計画です。

議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物等は、鉄骨造2階建、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁と新設の鉄筋コンクリート土留めの計画です。

議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造平屋建です。

議案番号11は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法

施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は、木造2階建、周囲はのり面仕上げの計画です。

議案番号12は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建、公衆用道路を含めた全体面積は498㎡で、周囲は新設のコンクリートブロック擁壁の計画です。

議案番号13は、農地区分は2種農地、建築物等は、木造2階建2棟、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁です。

議案番号14は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は、木造2階建、周囲は新設のコンクリートブロック土留めの計画がございます。

議案番号15は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設として、太陽光パネル224枚、発電出力は49.5kwです。周囲は新設のネットフェンスの計画です。

議案番号16は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設として、太陽光パネル288枚、発電出力は49.5kwです。周囲は新設のネットフェンスの計画です。

議案番号17は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設として、太陽光パネル1350枚、発電出力は375kwです。山林を含めた全体面積は、5,705㎡です。周囲は新設のネットフェンスの計画です。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

柴田委員 今の被害防除等の説明で、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枡を設置し処理することとなっていますが、これについてはいっぺんに降った場合はここに貯留しておいて徐々に排水していくのだと思いますが。大体こういうことでやっていますが、大体目詰まりを起こして、その後、どうするかわかりませんが、こういうことでやりますというのが許可条件であると思うのですが、ここで説明した以上は目詰まりを起こして雨水が浸透できなくなった場合は、大体道路に流れ出たり、水路に流れ出たりし、用水路ならば用水路の管理者、排水路ならば排水路の管理者の市長ですが。だから宅地内の雨水は自宅の所で処理するということが許可が出るのですが。説明がここにあります、農地とかで排水できれば良いのですが、周りが宅地化している場合、家を建てる場合は大体隣の家よりも高く造る傾向があります。周り

を擁壁で造る場合はいいですが、隣の家とトラブルになる場合があります。ここに書いてある場合は、雨水で問題が起きた場合、農業委員会として何か責任があるのですか。

事務局 雨水の関係については、開発許可の要件、基準、その指導の関係になります。住宅の大きさにより、いろいろあると思います。議案番号4の福祉施設については、雨水浸透施設ということで、住宅とは別の基準で大きな施設を設置することになります。

柴田委員 そういう話はわかりますが、ここで説明するというのは、農業委員会に何か責任があるのか、ということです。

議長 行政指導ということで、開発行為の中ではこういう指導をしているのであり、農業委員会の中でも同じようなことをやっているというつかみではどうでしょうか。

柴田委員 だけど農業委員会には、その権限はないでしょう。

議長 権限はないですね。

柴田委員 だから権限のないものを資料を作って説明をする必要はないのではないか。

事務局 私も開発をやっていたので、少し補足させていただきます。雨水流出抑制については管理課で指導しています。浸透枡からオーバーフローした水は、水路なり側溝なりに落とすような構造に間違いなくなっています。委員さんから言われたように、基本的な許可権者は雨水流出抑制については、1 haを超えないものについてはあくまでもお願いなのです。1 haを超えたものについては、調整池を造って抑制するというものがありますが、1 ha未満については、あくまでも行政指導ということになります。開発の方で状況を見たときに、これでいいでしょうと。また、放流先がありますので、用水であれば大里用水などの土地改良区が許可を出すことになります。

柴田委員 ですから、農業委員会の説明で被害防除ということになれば、ここで何か指導しなければならないと思います。指導する必要がないのであれば、他の行政機関で指導していますということでは

いのではないですか。

事務局 これについては、今後、検討させていただきます。

茂木委員 17番の太陽光発電の案件ですが、山林を含めた全体面積が5,705㎡とありますが、太陽光発電を造って、山林との間はどのくらい空けてあるのですか。

事務局 畑の隣に山林がありまして、一体で太陽光発電を行う計画になっています。畑の隣に地目が山林の土地があり、山林は更地にして、畑と一体で行うということです。山林のまま残るということではありません。地目が山林なので、そこは農地転用の手続きはありません。

茂木委員 それでは火事の心配はないのですね。

事務局 はい。

福田委員 議案番号1の太陽光発電敷地についてですが、先ほどの説明では、譲渡人と譲受人は親子関係ということですが、私の記憶では太陽光発電敷地での是正案件は初めてですが、県が了承したということですが、県が了承した最大の原因は何ですか。

事務局 太陽光発電敷地での是正は初めてです。経緯については、昨年の12月に税の調査で太陽光発電が設置されているという指摘があり、農業委員会と県で現地調査をし、土地所有者と設置者を呼んで指導しました。これについては昨年の5月頃に発電を開始したということです。県は是正について、本来は一度太陽光パネルを撤去し更地に戻してという話もありましたが、今回は協議した結果、県も一度売電をストップさせて、現地を分筆して申請して出してもらえば、やむを得ないということになりました。

福田委員 太陽光発電を設置する場合、申請関係は農業委員会以外だけでなく、いろいろあると思いますが、土地が農地ということをチェックする場所はないのですか。

事務局 この土地については、当初からの経緯について説明いたします。

平成27年に設置する前に、太陽光発電が設置できる土地かどうか電話にて問い合わせがありました。農業委員会で確認し、白地の2種農地であり、太陽光発電ができる土地であると回答した訳ですが、それをもって農地転用の手続きは必要ないと思ってしまったと、県との聴取り調査で土地所有者から話がありました。通常、農転の申請があり、許可を取って設置するわけですが、農転の手続きの他に経済産業省の設備認定の手続き、電力会社への売電の申込みと大きくこの二つの手続きが必要となりますが、雑種地や宅地では農転の許可の手続きは必要ないということになります。

議 長 農地法の手続きに至るまでの手続きはないのですね。

事務局 太陽光発電については、農転の他に開発許可とか、建築確認とかは必要はありませんので、市ではチェックする段階はないものと思います。今回の場合は、白地の2種農地で許可要件はあるということで、売電を止めるという罰則でやりました。許可要件がない場合は、撤去させることで厳しく指導をしていく方向で考えています。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、譲受人、譲渡人、申請地の地番・公簿地目・面積、申請合計筆数及び申請合計面積、

議 長 土地改良の関係は柴田委員が詳しいので、今、話が出ているのは、砂利採取後、特に問題はないのかという話ですが。

柴田委員 ないです。

議 長 特に問題はないということですね。

柴田委員 ちょっとよろしいですか。水田地帯で部分的に砂利採取しているのならいいのですが。地下水の流れというのがあるのですよ。例えば荒川右岸で旧御正地区は水田があるのですが、勾配が250分の1ぐらいで来ているのですが、南へ行くと山になり、その辺は粘土が多くなってきます。極端に言うと、荒川の縁から山まで5mの幅で、全部砂利を取ってしまうとしますね。下へ埋め戻すものが特に不透水層だと地下水は変わってしまうのです。250分の1で来て、地下浸透した水がどこかで噴き出してしまいます。荒川の旧扇状地は寄居で開いて、三ヶ尻の観音山から深谷にかけて少し高くなっていますが、そこは旧扇状地です。新扇状地は押切橋あたりが中心で開いて、末端が久下あたりになっています。ですからあの辺に湧水があったのです。今回の場合、埋め戻しているのが山からの碎石であり、不透水層になることはないと思うので、支障はないと思います。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めま

す。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

今月の案件は、議案番号1から83の83件であります。

総筆数は146筆、総面積は181,233㎡で、田は111筆144,875㎡、畑は35筆36,358㎡、賃貸借は95筆143,955㎡、使用貸借は51筆37,278㎡です。設定の期間は、3年未満が9筆で、13,068㎡、3年以上6年未満が96筆95,951㎡、6年以上が41筆72,214㎡です。設定の区分は、新規の計画が69筆、93,434㎡で、再設定の計画が77筆、87,799㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及びJAくまがやを除いた認定農業者の借り受けは、35件で75,451㎡となっております。次に農地所有適格法人の借り受けですが、27件で67,143㎡となっております。

認定農業者である農地所有適格法人を含めた認定農業者の借り受けの件数は、60件で全体の約73%となっております。

上記以外の担い手の借り受けは20件で34,508㎡となっております。

以上、83件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案番号30については、〇〇〇〇委員が渡人となっております。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議長

それでは、議案番号30の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長 次に議案番号82については、〇〇〇〇委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議 長 それでは、議案番号82案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号82について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長 次に議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号30、43から50、82以外について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたし

ます。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号30、43から50、82以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員と認めます。よって本案については、承認すべきものと決しました。
ここで暫時休憩とします。

【休憩 午前10時40分から10時50分】

議 長 休憩中の議事を再開します。
次に議案第6号土地改良法第3条第1項第2号の規定による事業参加の申出についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 土地改良事業への参加資格については、農地の所有者が自ら耕作をしている場合は所有者が、また貸付地については耕作者が資格者となります。耕作者に代わり農地の所有者が事業の参加資格者となる場合は、土地改良法第3条第1項2号の規定により、農業委員会に事業参加の申出をし、農業委員会の承認が必要となります。今回、池上地区の土地改良事業の施行申請及び土地改良区の設立認可申請に伴い、区域内の耕作者と土地所有者が合意のもと、44名の方から事業参加の申出がありました。事務局としては本案件は正当なものであると認められるため承認相当と考えております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
次に議案番号3、5、6、15、17、23、39については、〇〇〇〇委員が耕作者となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。
〇〇〇〇、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議 長 それでは、議案番号3、5、6、15、17、23、39について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号土地改良法第3条第1項第2号の規定による事業参加の申出についての議案番号3、5、6、15、17、23、39について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長 次に議案番号3、5、6、15、17、23、39以外について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号土地改良法第3条第1項第2号の規定による事業参加申出についての議案番号3、5、6、15、17、23、39以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に議案第7号土地改良法第3条第8項の規定による農用地として利用する旨の申出についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 農用地以外の土地を土地改良事業区域に含め、今後農用地とし

て利用することについて、土地改良法第3条第8項の規定により、農業委員会に農用地として利用する旨の申出をし、農業委員会の承認が必要となります。本案件について、雑種地から農用地として利用するために、10名の方から申出がありました。事務局としては本案件は正当なものであると認められるため承認相当と考えております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第7号土地改良法第3条第8項の規定による農用地として利用する旨の申出について、本案を原案のとおり承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

増田 啓良

次長兼農地係長

渋澤 薫

主査

大沢 昌徳

主査

新井 良和

主任

樋口 祥平

農業振興課主事

上田 彩香

大里行政センター主査

森 佳一

江南行政センター主査

上山 奈保美

農地整備課職員（説明補助員）

主幹兼耕地係長

齊藤 豊

主事

田部井 敬太

平成29年4月27日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

議 長 木 村 進

署名委員 松 本 丈

署名委員 柴 田 忠 雄
